

法定義務講習の受講時期について

免状取得後の初回講習

免状取得年度	初回の受講期限
令和 5 年	令和8 年度（令和 9 年 3 月 31 日まで）
令和 6 年	令和 9 年度（令和10年 3 月 31 日まで）
令和 7 年	令和10年度（令和11年 3 月 31 日まで）
令和 8 年	令和11年度（令和12年 3 月 31 日まで）
令和 9 年	令和12年度（令和13年 3 月 31 日まで）

2 回目以降の再講習

前回の受講年度	次回の受講期限
令和 3 年	令和 8 年度（令和 9 年 3 月 31 日まで）
令和 4 年	令和 9 年度（令和10 年 3 月 31 日まで）
令和 5 年	令和10年度（令和11年 3 月 31 日まで）
令和 6 年	令和11年度（令和12年 3 月 31 日まで）
令和 7 年	令和12年度（令和13年 3 月 31 日まで）

※ 業務主任者、保安係員に新たに選任された者で免状の交付を受けた日から 2 年 6 月以上経過している場合は、選任された日から 6 月以内に初回講習を受けなければならない。